

10月1日以降の新型コロナウイルス感染症の対応について

1 国の基本的な考え方及び対応

- ・通常医療との両立を更に強化し、重点的・集中的な支援により、冬の感染拡大に対応しつつ、令和6年4月から通常の医療提供体制に移行する。
- ・令和6年3月末まで、一定の自己負担を求めた上で公費支援を継続

2 都の対応

【医療体制】

- ・幅広い医療機関での入院患者受け入れが進展
- ・10月以降は病床確保をせずに入院患者を受け入れることを基本としつつ、冬の感染拡大を想定し、国方針に基づき、対象・期間を重点化した上で病床確保を実施
- ・入院調整本部による入院調整は9月末で終了、他の疾病と同様に、入院の可否を医療機関が判断し、医療機関間での調整を基本とする仕組みに移行
- ・外来対応医療機関の指定・公表は、当面継続

【都が設置する施設の運営】

- ・高齢者等医療支援型施設は当面の間運営を継続、医療機関が直接入所を依頼
- ・酸素・医療提供ステーションは閉所
- ・高齢者・妊婦支援型宿泊療養施設は終了

【その他】

- ・高齢者施設に対する医療体制強化事業を継続
- ・東京都新型コロナ相談センター（24時間・土日祝対応）を継続

3 区の対応

- ・文京区新型コロナ相談窓口（平日9:00～17:00）は、令和6年3月末まで継続
- ・都の入院調整終了を受け、保健所での入院調整を終了
- ・高齢者施設等の集団発生時には、感染対策の助言など、福祉部と連携した対応を継続
- ・感染状況等について、区ホームページやSNS等により適切な情報提供を実施